

中國女性史研究への視點

—『晉書』列女傳の場合—

はじめに

儒教社會における男性の權限には絶大の觀が有る。一般的には、この社會を構築する諸理念はなべて男性的な權威をその中軸として形成され、總ては父の權威に統括されて、男性の積極的主體的活動によって主動・運營・維持されるものと考えられてきたのである。従つて、歴史や思想史の推移・變遷は、すべて男性という人間の觀點からのみ考察されるのが當然の研究姿勢とされてきたのが實情といつてよい。この故に、從來、これを女性という人間の觀點から考察を加えることに積極的な意義を見出そうとする研究は、試みる餘地が認められなかつたといつても過言ではない。從來の女性史研究が、儒教封建制度の中で女性がいかに人間としての不當な處遇を受けたかに注目する傾向にあつたのは故無しとしない。そして現實歴史において、女性が男性に從屬することは事實として存在したのであるから、このような研究が更に深められることには勿論それ自體充分の意義が有る。しかし、儒教やその社會の本質は既に究明し盡くされているのであろうか、これを見極めることなしに、如上の研究を推進するならば、得られた成果の持つ意義は薄くなる。例えば、先ず、次のような基本的な

下見隆雄

角度から問い直してみる必要が有る。即ち、儒教社會における男性の權限が絶大という單なる現象的な理由を以て、これをそのままこの社會の本質だと斷定してしまつて良いものであろうか。儒教社會における父性の權威というものは、實質、母性に對して自立して確立していたのか否かを根本的に究めてみなければならぬであらう。筆者は、男性の自覺する尊嚴と權威は、實は、その根のところを母性の力に依存し、女性の從順卑弱に支えられて始めて具體的な力となる理念であつたと見ることもできると考へるものである。また、儒教が實踐道徳として重視する孝は、究極的には母なるものとしての親・家・血縁への服從奉仕を求める道徳理念であり、父の命令・權限をその表面の姿としてはいはるが、その實質は母性の威力を根幹とすることを認めざるを得ないであらう。われわれは、儒教の本質が眞實純粹に父性權威を確かな核とするものかどうか、検討し直してみる必要を感じる。また、男女を世界構成の二大根源とする見方が中國古來のものである點に鑑みても、中國歴史や思想史において、女性がいかに積極的な意義を有する存在であつたかを考慮する要全く無しと割り切つてしまうことは不可能である。意義を究明する工夫が試みられ、女性の役割や位置づけを確認するための研究の可能性が、もっと様々に模索されな

ければならないであろう。角度を変えた観點が設定され得たら、歴史や思想史に女性がいかなる實質的な參與をする存在であったかを確認する研究は推進可能だと考えるのである。

一 劉向『列女傳』の母性認識

儒教社會における女性を、男性とは異質の意義ないし積極的役割を持つ存在者として、正視させようとした人に前漢の劉向がある。かれは、中國歴史上において初めて、儒教社會における人間としての女性の可能性を分析・整理・分類し、この社會における女性の位置づけを試みた人として評價できる。その編著とされるいわゆる劉向『列女傳』は、この意味において重要な資料價值を持つと思われる。従來、この書は、女性傳記話集としてのみ受け止められ、男性の權限によつて運営・維持される儒教社會における、女性の性向についての珍奇な話材として、殆ど、興味本位の讀み物としてしか扱われなかつた。また、その資料も諸書から拾い集めて編集されたものに過ぎず、せいぜい輯本くらいの價値しか認められず、歴史や思想史の研究素材としては實質的關心を持たれなかつたのである。しかしこの書に收められた資料を詳細に分析考察してみると、無論、素材としては諸書から採集されたものが多いが、女性を主人公とする傳記話としてまとめあげられるために、劉向は、彼自身の思想的姿勢や人間觀をもとにした體系的な女性觀を組立てており、これをもとに獨自の觀點に立つて編纂したものであること。儒教社會における女性の位置づけについての、示唆に富んだ諸見解が披瀝されていること等が分かつてくる。これは、すでに論述した²⁾。又、歴代の正史が、君主の權力の機構を整備充實せしめる上で皇后后妃の占める存在を重視して、各々に傳記を立て、歴

史世界での女性の存在や役割を認定して、殆どが列女の傳記を設定する等に對する劉向『列女傳』登場の意義や影響は、これを唯一とはし得ぬまでも、その比重の大半を占めること疑えないのである。

さらに、劉向が明らかにしようとした女性の位置づけについて考察を進めて、筆者は、かれが『列女傳』で語ろうとした儒教社會における女性の役割についての指摘を分析整理し、又、一方で、儒教の根幹たる孝の理念の本質を検證し直しつつ、儒教社會が母性原理に立脚する内實を明らかにした。そして、劉向『列女傳』は、圖らずもこれを明確にしている書であることを論證した。すなわち、かれは、儒教社會において、母はその母性によつて子を支えて育成し、子の中に家や親への服從奉仕の精神を養成する役割を擔う存在であること。又、母が子を支える關係は、妻が夫を支える關係に發展的に轉用されること等を示唆する。母や妻の役割がかく設定される理由には、先ず、次のことが考えられる。すなわち、家族制を根幹とする儒教社會では、構成員の存立基盤は、各々が血縁者を中心とするいわゆる家だから、祖先から受けて子々孫々に續いていく血縁者の母胎たる己が家を、維持・繁榮・存續すべく生きることを第一義とせねばならぬ。己における家は、いわば己を保護して支える母なる存在である。そして母は、理念としての母なる家を己に具現して子に對する存在である。母は、母性による慈愛保護を通して、子に、家への服從奉仕の精神を養成教導し、妻は、その母性を發展的に夫に對して施行して、その社會的活動を保護援助し、家への服從奉仕の實を確立せしめるのである。儒教社會において、母なるものに服從奉仕する理念は孝と規定される。この理念を養成する存在として母の意義は大きく、その母性のちからこそは子や夫を孝に導く代え難いちからとして認定されたのである。

さて、次に、孝の社會的意義について考えてみる。『論語』にも、孝は社會的倫理概念たる仁に發展的に繼承されるといふ考え方が示され、家庭における親子の關係で培われた道德感情は、發展的に社會における君臣關係にも應用され得るとする。また、儒教の古典とされる諸文獻にも、君臣關係を父子の關係に比定し、君主が、父母の如き慈愛をもって臣下に對すれば、これに應える臣下の、君主への忠實な服従奉仕が實現されるとする考え方が多見する。これらの考え方は、やがて『孝經』において、親への孝が君への忠に説き結んで整えられ、この書は、儒教社會における樞要な經典として位置づけられることになった。劉向『列女傳』にも、親への孝は、君への忠や社會的公義の實踐を通して實質的に成就すると説いている。

二 後漢時代における母性の位置

次に、儒教理念が國家の政治政策として採用され、孝行を重んずる禮教主義政治が社會を方向づけた後漢時代において、母性の社會的役割はいかなる發展を遂げたらうか。『後漢書』列女傳や『華陽國志』等における後漢の列女に關する傳記資料には、子を支える母の母性も評價されるが、それ以上に、社會に對して活動主張する夫を支えて援助する、家における妻の母性の意義を中心に賞讃して掲げるものが顯著である。これは、次に指摘するような時代の歴史的思想史的傾向に影響を受けた爲だと思われる。後漢時代は、地方豪族が經濟的に伸長し各々に勢力を定着して、中央の權力が、これらを強大な帝權で一方的に制壓する政策の成果は期待できぬ狀況の中に在ったといわれる。地方郷里社會の關心と支援をどう呼び込むかが、中央政治權力の維持安定を決定する要因であった。一方、地方郷里社會は家族制を根

幹とし、孔子の教えを中軸とする儒教の家族道德の思想によって運営されていた。この故に、儒教禮教理念を國政推進の旗印とするのが、當時の社會狀況を勘案しての最も効果的な對應であったといえよう。このことは具體的には、官吏登用における選舉制で特に孝廉が重視された事實に確認される。これは、私の家を維持する論理が公の價值認識の中に着實な位置づけを獲得した狀況の到來とも理解できよう。かくして、具體的には、地方郷里社會に着實に發展しその勢力を定着せしめていた諸豪族は、己が血縁の場を安定維持する家族倫理の實踐道德理念を、社會的に評價され、これをもって血縁の場たる家の存在を社會に主張・顯示し、勢力擴大・發展をなし得る契機に接したのである。『後漢書』列女傳等で、家を背に負って社會に向かつて立つ夫を支える妻の役割への評價が顯著なのは、私の家を顯示・發展させることが認定・許容される以上のような時代の情勢に依ると考え得よう。これを、前漢の寡園氣を受けているであろう劉向『列女傳』と比較すると、例えば「齊田稷母」や「蓋將之妻」等、國への忠義の實踐を通して家や親への孝が成就すると説き、孝の上位概念としての忠の權威が明確に位置づけられるが、『後漢書』列女傳ではこの傾向は認められず、忠は、孝に先行する上位概念として特別の認識對象とはされないのである。『後漢書』では、孝や特に孝子の傳記を列ねたと思われる列傳第二九等での孝子への評價を見ても、むしろ親ないし母なるものへの直接の孝や郷村社會への人間的心情の實踐ないし發露が、即ち公の社會的評價を受け、忠義の實踐で得られる榮譽に等しい公義の實踐として社會的に認定される。これは、公の權威たる王朝が、實質的に絶對的な權力として一方的に君臨し得ず、私の勢力の維持・顯示への意欲を許容・助長することで、形式的に絶對者たり得たこの時代の

雰圍氣を如實に物語るものだろう。以上のような状況を反映して、上述の如く、列女傳中の傳記にも、子を支える母へよりも、夫を支える妻への關心が深いという傾向が顯著となる。これは、母の役割・意義が希薄になったからではなく、一つには、妻の母性の意義が語られたら、子に對する母の母性の意義も統合して語られ得たからでもあり、さらに総合的には、家における母性の威力に獨特の意義を附與し方向性を與えた上述の如きこの時代の歴史的社會的情勢を背景に、家における妻の母性が社會的役割・意義を持つものとして極めて明確な位置づけを得たためと見るべきだろう。後漢時代、家における母性の役割や妻の存在意義は、一應以上のように認識されるであろう。

妻の母性に期待される實質的意義は、具體的には、どう把握されるであろうか。先ず、直接には、家父長たる夫の活動を援助する點が注目される。夫は、己と血縁者の生存立脚基盤として母なるものたる家を維持運営し、社會的評價を受ける活動を通して、社會に向かつてその血縁紐帶の存在威力を主張顯示、且つ勢力の擴大發展を企圖する諸活動を爲す存在であり、妻は、その母性でこの夫を支え活動を援助する存在である。夫の諸活動は、内に對して、家への維持運営は、母への孝養・祖靈を祀ることを目的とし、外に向かつては、家の責任者として、郷村社會を基盤とする社會的公義の實踐を爲すことを目途する。

この外に對して企圖される活動は、己の家の社會的顯在名譽確立として巡り返り、結果として、母なるものを運営維持する内に向かつての活動を支える理念を成就するのである。そしてこの際、男性のこれらの諸實踐は、總て母ないし妻の母性による從して援助・擁護するといふ支えと牽引力が無ければ實質的な意義を持ち得ない。儒教社會における家父長たる男性の以上のような責務の總體は、母なるものへの服

從奉仕としての孝の實踐として把握できよう。孝を實踐する男性のこの權限は、從として仕える母性に支えられ牽引されるのだから、この觀點からは、妻の母性は、夫に母なるものへの孝の實踐を誘う要因であり、妻は、表面は支援援助という補助的な存在に見えるが、實は、夫に孝をせしめるという主動的役割を擔う存在だとも解釋できるのである。かくして、孝は、それ自體、母なるものへの服從奉仕を求め母性情念を中核とする理念であると考えるべきだろう。孝養が母をその對象とする傳記事例が極めて多いが、これは、現實の孝行における母ないし母性の位置・意味の重さを示唆するものであろう。この際、母は母性のシンボルとして提示されるものと解釋できよう。なお、母なるものへの奉仕服從の一面に、祖先への祭祀儀禮が有り、これも家父長の重要任務とされる。そして妻は、夫の祭祀行爲を支えて施行せしめる重責を持つ。從來、祖靈の祀りと親への孝養は必ずしも同軸には論じられなかったが、先祖から永遠の子々孫々への血縁者の母なるものたる存立基盤の堅持存續を確認し、これに服從奉仕する意志を體認する行爲だから、祖先への祭祀儀禮もやはり孝の實踐という位置づけを内有するのである。古來、孝享・追孝などの用語が、金文や儒教經典等にも見えるのはこの故であらう。また、姑を養うことを孝の要とする考え方があがるが、これは、家の母性の權威としての姑への服從奉仕であり、姑が、祖先と現實の母性の施行者たる妻を結ぶ存在として重要な位置に在ったからに他ならない。

三 魏晉時代における儒教主義の位置

以上は、儒教の禮教理念が最も社會的に盛行した後漢時代における様相であるが、儒教の社會的權威が凋落し、老莊や佛教の思想が關心

を集めたとされる魏晉時代に、家や母や妻はいかなる意義役割を持つ存在とされたのか。これを明確にする手掛かりを模索してみたい。

魏晉時代は、一般に、後漢時代以後豪族が貴族化し門閥貴族として勢力を定着していく時期として認識される。魏の陳羣の獻策による九品中正制度は、漢代に行われた郷舉里選の制度の良さを残しつつ郷論を尊重して、人物の才能と德行・家風等を加味して官吏の選定任用を施行するものであったが、地方豪族の勢力擴大定着に資するところ多く、次第に特定の權力者の社會的政治的地位を擁護する性格を濃厚にした。そして、魏晉門閥貴族による貴族制社會を維持する要の制度として効用されたのである。一方思想史的には、従来の儒教の權威に反發して玄學への關心が深まり、また魏晉貴族社會の士人の社交界で彼らの貴族意識を滿たすものとして清談が流行し、従來に無い新たな哲學・文藝の世界が積極的に開發されたといわれる。

さて、此の如く一般的に儒教が輕視されたと見られる魏晉時代ではあるが、貴族社會を維持する門閥貴族において、家族制は依然として己と血縁者にとつての基本的存立基盤であり、家族道德を無視しては社會的活動が支持され得なかつた點を先ず確認しておかねばならぬ。この貴族社會に重きを爲した九品中正制度の性格を検證するに、例えば、『晉書』武帝紀の咸熙二年十一月、諸郡中正に示された、賢士擧用の六基準には、忠恪匪躬、孝敬盡禮、友於兄弟、潔身勞謙、信義可復、學以爲己とある。いずれも基本的に儒教的な倫理道德の基準に當てはまる形態を示している。また、この制度が儒教理念と深く關わりを持つのは、次の事柄によつても明らかにできる。即ち、中正制度における人物認定に郷黨の輿論による人物評論は重要な位置を占め、人士の人品を定めるのに清議の議論が大きな力を持つていた。顧炎武

『日知錄』卷一三「清議」に、「郷舉里選には、必ず先ず其の生平を考し、一たび清議を玷せば、終身齒せず……降りて魏晉に及びて、九品中正の設けられ、實を失すること多きも、遺意未だ亡びず。凡そ糾彈を被りて清議に付せられし者、即ち廢棄終身にして、之を禁固に同じうす」と指摘、陳壽が父の喪中に疾有り、婢に藥を丸めさせのを客に見られて郷黨に貶議せられ、累年沈滞した（『晉書』列傳五二）。阮簡は父の喪中に外出し、途中で大雪に難儀し浚儀令の所に立ち寄り黍暉の御馳走に與かり、清議を被り三〇年近くも廢頓した（『御覽』八五〇引『竹林七賢論』）。他にも溫嶠・謝惠連等々の例を掲げ、趙翼『二十二史劄記』卷八「九品中正」も、この他に「閻又」「卡粹」「韓預」「王式」等々多くの例を擧げる。これら清議の基準は、概ね家族に關わる倫理道德で、儒教倫理とりわけ親への孝は殊に大きな比重を占める。魏晉貴族達の社交界を風靡したものが清談で、「談する者は、虚蕩を以て辨と爲して名檢を賤む。身を行なう者は、放濁を以て通と爲して節信を狹とす云々」（『二十二史劄記』卷八「六朝清談之習」）でも、郷黨社會は依然家族道德や家族制を廢棄し得ぬのである。されば、かの飲酒放蕩で有名な阮籍さえも、母の死に際しては、孝を示す悲嘆憔悴に陥らねばならない（『晉書』列傳一九）。

魏晉の門閥貴族社會は、公においては九品中正制度によつて擁護され、これを統括する力としての君主權の存在を必ずしも無視できないが、この制度を裁量する實質的原動力はむしろ貴族側の私的勢力擴大維持の意欲に發するところが大きであつた。門閥は、勢力擴大維持の爲に、これを據り所として社會的存在たり得る貴族士大夫にとつて、服從奉仕の直接的最重要對象なのだから、この制度を運営する具體的理念の據り所として權威を持つた清議が、母なるものとしての家族・血

縁への忠誠服従を促す儒教の家族制を基底としたのは當然である。貴族士大夫は各々の門閥を立脚基盤として、己の貴族の特権を主張するのであるから、外に對して儒教的形式主義を否定する如き多才な可能性を標榜主張するような士大夫知識人も、内に向かつては、多才の能力の活動顯示を支えて育む家の存続のための必須の要因たる孝の理念を否定離脱しないのである。ただ、この時代の孝の威力は私の世界に向かつて發揮され、依存信頼の實質的權威存在であり得なかつた國家と君主に對する忠節として發展する道德感情を特に要求期待していない。かくて、門閥貴族士大夫の社交界において儒教的禮教理念の束縛を越えて展開追求された豊かな人間觀や諸々の文化は、實は、儒教の家族道德の孝の理念を根とし母性の威力に依存するものだったのだ。儒教經典の研究が着實に續けられ、夥しい儒教研究文獻がこの時代に存在した事實に目を向けてもこのことは明らかといえよう。

因みに、『孝經』に關するものを拾つても、王朗『孝經傳』・宋均『孝經皇義』・鄭稱『孝經注』・蘇林『孝經注』・劉劭『孝經注』・衛覬『孝經固』・何晏『孝經注』・王肅『孝經解』・虞翻『孝經注』・嚴陵『孝經傳』・韋昭『孝經解讀』・徐整『孝經嘿注』・孫熙『孝經注』・姚振宗「三國藝文志」による）等、又、謝萬『集解孝經』・荀勗『集議孝經』・同『注孝經』・殷仲文『孝經注』・虞喜『孝經注』・楊泓『孝經注』・孫氏『孝經注』・庾氏『孝經注』・袁宏『孝經注』・荀昶『孝經注』・王獻之『孝經注』・謝安『孝經注』・虞榮佐『孝經注』・車胤『孝經注』・同『孝經講義』・孔光『孝經注』・郭瑀『孝經錯緯』・殷叔道『孝經注』・祈喜「一九神經」・謝稚『孝經圖』や晉元帝『孝經傳』・穆帝『集講孝經』・孝武帝『孝經講義』（吳士鑑「補晉書經籍志」による）等が有る。吉川忠夫著『六朝精神史研究』も、六朝時代において『孝經』に靈驗が

期待され、宗教經典を讀誦するが如くにこれが讀誦された事實を指摘し、皇甫謐『晉書』列傳二二が「篤終」と名附けた葬送の制に關する著論に、『孝經』の隨葬を述べることに注目している。後漢時代AD 2Cでも、「武梁祠畫像石」には孝子傳圖が明確なものだけでも一五例、「武氏祠前石室」・「左右室」の各畫像にも、數例の孝子傳圖が認められて、孝の神秘的な威力が語られ、時代は少し飛ぶが北魏時代の墳墓から出土の石棺や石床にも孝子傳圖（長廣敏雄著『六朝時代美術の研究』や黃明蘭編著『洛陽北魏世俗石刻畫集』等）が刻されている。門閥を維持し家を興隆せしめる意義ある理念として孝が尊ばれたこと想像に難くないのである。又、親や先祖の靈への供養祭祀が即ち孝と認定されること前述の如くである。親（母）乃至母なるものへの服從奉仕たる孝の實踐は、一方では、血縁者の立脚基盤たる家を確實に運營維持し、社會に向かつて發展せしめる活動行爲として提示、直接の親への孝養として認識され、また、家や血縁の母胎たる先祖の靈魂への忠誠奉仕の行爲として措定されたのである。門閥意識が盛んなこの時代に、孝に寄せられる期待がかくの如く強烈であり、それ故に孝が神秘的靈異ないし呪術的な威力を持つ理念實體として受け止められたのは至極當然というべきだろう。孝への期待に信仰的要素が加味されて超現實的現象を引き起こす力が具わっていると標榜する傳記説話がこの時代に多いのもこのような社會的風潮を反映している。例えば『晉書』列傳三の王祥傳には、祥の篤孝純至の報應として氷が解けて母の望む鱈が躍出し、母が黃雀の炙りものを欲しがり數十羽の黃雀が幕中に飛び込む。また同列傳五八孝友傳にもこれに類する話が多い。序文に、孝の徳の偉大を述べ、「これを家に行へば鬼神を感ぜしめて景福を昭はす」とし、至孝には郭巨・陽雍・叔和・功文等の如き超現實の

報應があることを示唆する。各傳には、例えば、盛彦は、疾で失明した母に犠牲的奉仕をなし、爲に母の目は豁然として開く。夏方は一四歳で、疫病の爲に父母等多數を失い、一七年で葬り終つて墓に松柏を植えたら烏鳥猛獸が馴れ寄る。許孜、父母を葬ること厚く鳥獸にその意志が傳わる。顔含、親兄弟を失い失明の嫂を手厚く奉養して靈異の助けを得る。劉殷、七歳で父を喪し曾祖母を養う。冬に曾祖母の欲しがる葷が得られず悲嘆したら不思議な靈験で葷が生える。夢のお告げで粟を得、曾祖母が死んで柩を殯するに西隣で火事が起こるが、殷夫婦の誠意で柩は焼けない。王延、冷遇する繼母に謹み仕える。冬に生魚を求めると繼母の命令に困つて泣くと川から魚が踊り出る。何琦、父死し喪に居ること厚く、母が死んで殯に在る時火事が隣まで迫るが、匍つて棺を撫でて號泣したら、精誠の感じるところ風止み火がおさまる。いずれも歴史記録として觀る場合、怪異の事が多く(三)二十五史述要(四)、從來の指摘の如く小説的とされるも故なしとしない(五)史通(六)や『四庫全書總目提要(七)』。しかしこれらの資料は、むしろ、この時代の人々が孝に寄せた熱情と孝觀念の影響力のスケールを語るものと把握すべきであろう。これほどに孝を崇め必要とする機構が存在したのであり、このように孝が提示されることを積極的に迎え入れる社會が實在したと考へるべきであろう。儒教盛行の後漢時代よりも孝の威力の神秘性は、例えば『後漢書』列傳二九に列せられる孝子の傳記と較べても、度合いが高い。これは、時代状況を勘案して血縁者の組織を維持運営する門閥貴族における現實諸認識が變化して、孝觀念への執念や依存度が比較的深まったことを表すのであろう。これらの事實を裏付けられるものとして、この時代、次々に「孝子傳圖」や「孝子傳」等が作られたことも注目せねばならぬ。『類聚』や『御覽』等には蕭廣濟「孝

子傳」が見え、除廣「孝子傳」や陶潛「孝傳」等にも斷片が確認され、兩「唐志」に見える虞槃佐「孝子傳」を、黃逢元・文廷式(補晉書藝文志)は晉時代とする。また南朝宋まで含めれば、類書に残る王韶之・鄭緝之・師覺授等の「孝子傳」が有る。『歷代名畫記』卷五に、謝稚に「孝子圖」「孝經圖」が、卷七に、南齊の范懷品「孝子屏風」・戴蜀「孝子圖」等が有るとする。

門閥貴族士大夫が社會的行動表現に儒教的名教理念を輕視する傾向は有つても、彼等の基本的生存基盤自體では、儒教の導く人間觀への期待や人間關係の要を孝に求め家族制に依存する基本的姿勢に、逆轉變化は無かつたと思われる。社會的風潮として儒教的人間觀が輕視される傾向は、儒教主義が通用し難い政治社會の實情にも依るが、門閥貴族達は、勢力を社會的に維持護衛する爲にこの特殊な雰囲気を通じて意識的に構えて利用醸成したのもあろう故、内に對して、公に隔てて、門閥を確定守護し結束を定着するに必要な孝の觀念は寧ろ強度を増して特別の意義をもつて迎えられた筈である。唯、この時代の公と私の各々の特殊事情や思惑に發する力の引き合いが微妙複雑に絡まつて一面的解釋では把握し難い複雑な諸様相を呈するにすぎぬ。

さて、この時代、貴族制社會が展開し、それぞれの地方に個性的な門閥勢力が定着して、私の家を自立した存在主張領域とする理念が明確となつた證の一と思われる家訓の盛行にも注目しておく必要がある。守屋光都雄著『中國古代の家族と國家』家族篇第五章に、魏晉六朝時代の家訓について論じ、漢代に較べて家訓の類が著しく多くなつてゐる事實に注目し、「家というものの社會的存在意義が重視された證據であろう」と指摘する。またこの時代の家訓の特質として、「國家というものの壓力」が認められず、「國家への奉仕を説いたものが

殆どない」こと。上下の關係を律する道德には重點がおかれず、士人相互の間における實際の仕方について戒めが多く、人物臧否に慎むべきことが厳しく説かれるとする。ところで一方、「家族生活を律していた儒教主義の退潮」が何われ、「家族道德を説く例が乏しい」とするが、家訓をこの觀點で捉へることにはやや問題が有らう。家族と血縁の結束と繁榮を期待願望する意圖から子孫に對する戒めの言葉が發せられるのだから、家訓が作られること自體にすでに家族道德堅持への本質的な認識が注入されているのである。家族と家と血縁者への服従奉仕が要請されず、家を離脱して個々の單獨自立の人生を子孫に促し許容するなら、家訓等は本來必要としない性格のものである。世間での交際について慎重であれと教え、酒の戒めを説くとき、家訓作成者は、對象とする子孫に對して、かれが、母なるものたる家と血縁者の存在基盤を守護維持する責任を背負つて社會に向かつて立つ存在であることを前提認定するのである。家訓作成の姿勢の中に既に子孫に對する孝の要請が根ざしているのである。従つて、『三國志』卷二七 王昶傳（魏書）に見えるその子や兄の子に與えた家誡の、「夫れ人の子爲るの道、身を寶として行を全くして以て父母を顯はすより大なるは莫し。……夫れ孝敬仁義は、百行の首にして、これを行ふは而ち身を立つるの本なり。孝敬なれば宗族これに安んじ、仁義なれば郷黨これを重んず。此れ行ひ内に成り、名は外に著はるる者なり。……汝が曹をして身を立て己を行ひて、儒者の教へに遵ひ、道家の言を履ませんと欲す。故に玄默冲虚を以て名と爲し、汝が曹をして名を顯み義を思ひて、敢へて遠越せざら使めんと欲するなり云々」や、王祥の「遺令」に、「己の死後の葬禮に遺言し、過度ならず誠意が大切とし、「余の命に違ふこと無かれ……名を揚げ親を顯はすは孝の至れるなり。兄

弟怡怡として、宗族欣欣たるは悌の至れるなり」のように、父母の遺志を守り血縁者の存續に貢獻するいわゆる孝の實踐を促す母なるもの情念の重みを傳へるのが家訓の基本的な性格であり理念であつたと考へるべきであらう。『顔氏家訓』に見えるような血縁の自覺と責任や家族結束への期待は既に魏晉時代の家訓の同一線上に在つたとせねばならない。その「序致」に、「夫れ聖賢の書、人に誠孝を教ふ。言を慎み迹を檢へ、身を立て名を揚ぐること、亦た己に備はれり」と人倫の要を提示し、己の書が「門内を整へ、子孫を提擧せん」を願うと述べ、「終制」に、「汝が曹、宜しく業を傳へ名を揚ぐるを以て務めと爲すべし」と結ぶ。なお、以上の如く、家訓は、家や宗族の存續や顯示を子孫に期待することを基本理念としたと思われるが、他に、門閥貴族の勢力主張自覺が高まり、社會に向かつての家や宗族の存在を意識的に主張する状況を反映する、多數各種の氏譜・家傳・家記の存在にも注目しておく必要が有らう。

四 『晉書』列女傳における女性評價

以上、門閥貴族の社會たる魏晉時代において、歴史的思想史的な觀點からは、玄學が盛んで佛教への歸依も本格的になつたとはいへ、政治世界は變轉激しく不安定でさえあつた故もあり、公の世界に對する私の家や宗族を結束することへの主張意識は構へる姿勢が加わつて積極性を強め、家の觀念や血縁を守護確立することへの欲求は依然として變わらぬばかりか、私の世界においては儒教ことに孝への信頼と期待には、寧ろ前時代よりも高い思いや熱情が掛けられたであらうことを指摘した。このような時代に、孝を養成し家を守護する母や妻の母性は、儒教主義が社會政治の通念として盛行した後漢とは異質の角度

から、重要な役割を果たしたということまでもない。ところで、特殊な時代背景を反映して母性のいかなる力に具體的な期待が寄せられたらうか。これを検証するには、無論さまざまな資料が詳細に検討されねばならぬが、本稿では、當面この時代の女性像を考察する素材として『晉書』列女傳に注目する。この書が唐の太宗の命による官撰の史書であり、王朝構築に向けての熱情が高揚している権力者の一方的な思いや晉時代よりも唐初期の人間觀が資料選擇や選定に影響し過ぎてはいないか等の懸念が無くはない。しかし撰述素材は、『起居注』の類を初め一八家とも二三家とも數える諸家の『晉書』や『晉記』等や十六國等に關する諸資料等だから、原資料の性格は充分生きていよう。又、たとえ原資料への改變が皆無でないことは考慮に入れても、官撰という固定の篩いを通して故に、却って個人的な見解としての判斷の揺れは少ないことも考えれば、晉時代の様子を一定の角度から推し量り觀るには都合の良い素材ともいえよう。ところで、『語林』・『世說新語』・『搜神記』・『幽明錄』等諸家の雜説が用いられている點が、小説的傳説的であつて、歴史記述には相應しくないと指摘されるが、嚴密には所謂作られない資料は無いわけだから、超現實的現象が混入されて語られるにしろ、そのような現象と現實を同一次元の出來事として認識し又それを必要としたこの時代の人間觀を反映する資料なるが故に貴重であり、又この時代の現實的な行動や思想はこれらの資料の背後に如實に讀み取れるはずである。なお、六朝門閥貴族社會における女性の様子やうかがう資料として、獨自の傾向は存するが、『世說新語』賢媛篇の存在も無視できない。又、『華陽國志』に見える列女記錄資料は、概ね後漢時代に關連するが、晉の常璩が編纂したもので、その女性觀には晉時代の雰囲気も充分影響しているよう。こ

の他、劉向『列女傳』の影響も強く、この時代に多くの『列女傳』が編纂され、『御覽』等には、皇甫謐『列女後傳』や杜預『女記』等が見える。更に、後漢曹大家の『女誡』は、この時代にも大きな影響を及ぼしたと思われるし、類書には斷片的ながら家庭の子女を教導する誠子の文獻や官廷の女性への女誡資料も散見する。

『晉書』列女傳には、傳目として三三三、一傳に關連して二人を收める場合を含め、數としては三七人の女性が紹介される。序文に、「夫れ三才位を分かちて、室家の道克く隆んに、二族歡を交えて、貞烈の風斯に著かなり云々」として、世界における女性の存在意義と役割について論述し、人間世界構築における王者の功業を支えた后妃を具體的に掲げて讚える。虞舜を興隆せしめた二妃、夏禹の隆盛を支えた塗山氏、殷に關わる契母簡狄・湯妃有娵、周室建設における大妊・大妣を列ね、後漢明帝・和帝の馬后・鄧后、魏の武帝の卞皇后・文帝の甄皇后における王朝・王國興隆における援助の業績を稱える。また婦則・母儀の模範とも目される恭姜・孟母・孟姬・樊姬・敬姜・子發母・鮑宣妻・梁鴻妻等を掲げ、劉向『列女傳』や杜預『女記』（本傳では『女記讀』と）の業績に注目する。また、基準を示して、西晉の武帝時期から東晉の恭帝までの、一操一藝の稱え記すに足るもの、五胡等の主の妻でその生き方が懲勸に足るものが撰録されること。后妃は別に傳を立て、事柄が夫に關わる者はその本傳に附するという。

本来、男性の權限が行使されることを建前とする儒教社會的な世界觀における基本的な女性認識は、正史では、皇后乃至后妃の傳記の序で論じられる。例えば、『史記』外戚世家（漢書）外戚傳に、「古自り受命の帝王及び繼體守文の君、獨り内徳の茂なるに非ず、……夫婦の際、人道の大倫なり。禮の用唯だ婚姻を就就と爲す。……陰陽の變、

萬物の統なり。慎まざる可けんや」と提示する。『三國志』后妃傳は、「易に稱す、男位を外に正し、女位を内に正す。男女正しきは、天地の大義なりと、古先哲王、后妃の制を明らかにし天地の徳に順はざるは莫し云々」と。『隋書』后妃傳でも、「夫れ陰陽肇めて分かれ、乾坤位を定めて、君臣の道斯に著かに、夫婦の義焉に存す。陰陽和すれば、則ち萬物を裁成し、家道正しければ、則ち化天下に行わる云々」と。『晉書』后妃傳も、「故に婚儀に曰く、天子と后とは、日と月と、陰と陽との如し、……故に能く天宇に母儀もてし、王化を助宣す云々」と述べる。いずれも、男性たる君主と女性たる后妃は、天地世界における陰陽のはたらきにも匹敵されるべき人間世界の陰陽存在の片方と措定され、男性たる君主の功業を臣下にはできない次元において援助補佐する。具體的には、『後漢書』皇后紀に、「賢才を進めて以て君子を輔け、窮窮を哀みて其の色に淫せず。能く陰化を述宣し云々」として、后妃が「色を先にし徳を後」にすれば、「國を破り身を亡ぼす」とする。ここに、色・徳を戒めるのは、代々、后妃や後宮に君主の權威が牽制されること多かった事實からして當然である。『三國志』后妃傳は、惟れ色を是れ崇び、淑懿に本づかざる」を、風教の衰え大綱の亡ぶ原因とし、『隋書』后妃傳も、柔曼の容と幽閑の操が成敗・安危を左右すると戒める。『晉書』后妃傳も、「尊儀を肅しみて四徳を修め、柔範を體して六義を弘め云々」とし、淫荒・婉變を批判する。賈皇后を諷する目的で作られたともされる張華「女史箴」(『文選』卷五六)の女性觀も基本的に同じである。なお、『類聚』卷一五には、後漢皇甫規の「女師箴」・傅幹「皇后箴」・晉裴頠「女史箴」等も掲げるが、内面の徳を蔑ろにして色に拘はることを戒める。以上のような男女の對應關係や戒めは、既に劉向『列女傳』の認識・言及したところでも

ある。皇后とは別の角度から時代の歴史に對して人間としての女性の注目すべき生き方を紹介する「列女傳」でも、この基本的な女性認識は變わらない。

さて、『後漢書』列女傳に、「賢妃、國君の政を助け、哲婦、家人の道を隆にし云々」、『魏書』列女傳では、婦人を織物や食べ物の世話をする存在と限定するが、明識・文辯の面にも注目すべきものがあるとし、劉向・杜預の女性傳記編纂の業績を紹介する。特に明識・文辯に注目している點が興味深い。『隋書』列女傳に、「婦人の徳、溫柔に在りとも雖も、節を立て名を垂るるは、威な貞烈に資る」とし、後に「史臣曰く」として婦人の徳を從順において評價することは認めつつも、その極まれるものとして、明識・遠圖・真心・峻節を掲げている。

『晉書』列女傳も、貞烈を強調し高情・峻節を讚え、徽烈・柔順を評價する。「贊」でも、陰禮・柔則・六行・四徳等を提示する。特に明識や文辯・遠圖などを掲げないが、具體的に列する賢才の女性が讚えられることでそれは充分語られる。因みに、舜の妻以下の諸妃はその賢識・謙虚で君主を支え國の興隆に功有った女性達であり、恭姜・孟姬は貞節を堅持し、孟母・敬姜・子發母は、明識・誠實で子を善導し、樊姬は色に流れず後宮を整え賢臣を薦め、鮑宣の妻・梁鴻の妻は柔順にして奢らず夫に従うのである。『魏書』や『隋書』等と同じく、女性の明識・遠圖を重視すること明らかである。

『晉書』列女傳が、基本的には、多様の嚴しきで迫る社會情勢に對して、夫の社會的活動を峻節で援助して家の母性を守護し、貞節を全うする貞烈・徽烈なる母や妻を讚えることを確認せねばならぬ。又とりわけ、社會に對して構える家組織を支えて家の孝を守護する女性の個性的にして鋭敏なる見識を賞讚評價する點に注目せねばならぬ。聰

朗にして才鑑有りという①羊耽妻（魏の侍中辛昆の女で字は憲英）には、
 (1) 太子になり得た魏文帝曹丕が歡喜したと聞き、憲英は、こんな
 心掛けでは魏國の將來が心配だと嘆く。(2) 司馬懿が曹爽への軍事
 行動を起こし、曹爽の側にあつた憲英の弟敞は、いかに對應すべきか
 姉の意見を聞く。結果は憲英の豫測通りに決着する。敞は姉の見識に
 感服する。(3) 憲英は、鎮西將軍なつた鍾會の企みに懸念を抱く、
 出發する會が子の羊琇に參軍を請う、憲英は、國の爲めに憂えたこと
 が我が家にやつて來たと憂え、子に、古の君子は、親に孝、國に忠節
 を盡くし職分を大切に義の立て方に心し、父母に心配掛けぬようにし
 たもの。軍旅の間、仁恕の氣持ち忘れるなど戒める。會は蜀でやはり
 反したが、琇は無事歸還した。(4) 憲英が儉約であつた話等が紹介
 される。ここには、魏晉門閥貴族の家が必要とした母ないし妻の理想
 形態の一典型が示される。憲英の、聰朗にして才鑑有りとされるに相
 應しい見識は、男性のとは次元の異なる明識・遠圖という他はない。
 (1)で、魏の衰退を感知する憲英に對し、胡三省『資治通鑑』漢紀六
 ○建安三注は、「女子の智識、男子の及ばざる者有り」という。的
 確な評言である。これは(2)や(3)で示される彼女の見識にも當
 てはまる。后妃傳に見える文明皇后も、學才有り、「目の一たび見る
 ところ必ず心に貫く」とし、(3)の場合の如く、鍾會の野望を見抜
 く鋭い見識を紹介する。その他、「列女傳」本文にも、女性をその豊
 かな才能や鋭い見識の面で賞讃するものも多く、例えば、②杜有道妻
 「貞淑有識量」、③王渾妻「數歲能屬文……及長聰慧弘雅、博覽記籍」、
 ④虞潭母「性聰敏、識鑒過人」、⑤王凝之妻「聰識有才辯」、また同郡
 の張玄妹「有才質」、⑥劉臻妻「聰辯能屬文」、⑦劉聰妻「幼聰慧」、
 またその姉「聰敏涉學、而文詞機辯、曉達政事」、⑧苻堅妾「明辯有

才識」、⑨饒滔妻「善屬文」、⑩慕容垂妻「少而婉慧」、⑪段豐妻「有才
 慧、善書史、能鼓琴」、⑫涼武昭王后「幼好學、清辯有志節」等。ま
 た特に具體的な才能紹介の辭を示さぬが、⑬周顛母、家事の俊敏なる
 手際を見込まれ妾に請われて父兄は不服だが、彼女は門戸の大益を豫
 測して許諾し、生んだ子等を出世させる。⑭韋逞母、父の遺命に従い、
 家學たる「周官音義」を傳える。以上の如き女性への評價認識は、后
 妃傳でも同様で、宣穆張皇后「智識過人」、景懷夏侯皇后「雅有識度」、
 景獻羊皇后「聰敏有才行」、文明王皇后「苟有文義、目所一見、必貫於
 心」、武元楊皇后「少聰慧、善書」、武悼左貴嬪「少好學、善綴文」、
 康獻褚皇后「聰明有器識」等。又、『隋書』經籍志卷四に、「晉江州刺
 史王凝之妻謝道韞集二卷」を掲げ、注で、晉時代の、「鍾婦人集」「左九
 嬪集」「李扶集」「陳窈集」「陳玢集」「陳珍集」「王邵之集」「辛蕭集」
 「孫瓊集」「龐覆集」「徐氏集」等を紹介。女性が教養を持ち、知的能
 力の分野で、後漢時代までとは異なるスケールでの知性伸長の機會を
 得たことが窺えよう。

ところで、曹大家『女誡』に、女性の従順を夫婦の要としつつも、
 女子への教育學問の必要性に無關心な世の認識を批判する。從・忍・
 柔を女性の徳とするなら、女性の知性は啓發されぬが良いと片付ける
 のが、消極的で安易ながら、穩やかな効果的な處置だったろうから、
 本來、女子における學問や知的能力への積極的關心は拂われぬのが一
 般的であつた。張華『女史箴』も、「婦人は柔を尙ぶ、章を含みて貞吉
 なり」と、婉嫻・淑慎を勧め、後漢から魏晉にかけての諸家の『女師
 箴』や『皇后箴』、又『女誡』の類も、容色に奢らず心優しく仕えて
 内の徳を磨くように教え、程曉『女典篇』の如きは、「高才美辭」は
 寧ろ邦を危うくし家を亡ぼす基とさえ諭している。しかし、魏晉にお

いて女子の従順が説かれることの意義は、時代が却って逆に女性の教養や個性的な知恵を積極的に要求したという現實との関連で考察せねばならぬ。即ち、女性における知性の擴大が、家族制の維持堅持に必要な女子の従順や女卑の自覺を滅却することを懸念し、これへの牽制意識の生起も有り得るからである。魏晉時代は、門閥貴族社會を背景に、哲學・文學・宗教・藝術が從來にない新たな展開を示した時期として注目されるが、女性においても、高雅な學藝認識を持つ貴族士大夫の連れ合いに相應しい、密度の高い教養が要求され、その人間的可能性開發の機會が様々に展開した時代でもあった。また、一方、もっと切實な問題は、女性が單なる柔順で血縁者ないし宗族にとつての母なる家その母性で支え運營維持する役割を盡くすには困難な様々の殿しい現實が存在した點に在ろう。政局は常に不安定要因を孕んで變動しがちであり、政治權力は必ずしも門閥貴族の存立を保證する安定信頼基盤とはなり得ぬ上、後漢時代の如くには家内の儒教通念がほぼ連續的に政治社會に通用することは難く、寧ろ慮外異質の論理で迫られること多く、必要以上に殿しく神經質に構えねばならず、社會に向かつて家を擁護防衛せねばならぬ局面が次々に展開するのである。家における母性は、先ず、母なるものを護持する母性に根ざす貞烈・峻節を發揮堅持せねばならぬが、更に加えて、社會状況への鋭い勘や覺悟や家に相應しい獨特の知恵と權威を伴わねば意味を持たず、母妻の個性的な理知・見識が殊に重要な役割を擔うのである。④王渾妻に、王渾の家は妻鍾夫人の禮で、弟王湛の家は妻郝夫人の法で運營されたという。また、社會が不確定要素を以て激變する状況に在っては、外に向かつて行動・主張する男性たる夫や子が己の權勢欲にとらわれ理性的判斷を失いがちなのに對し、家に在って血縁の生存立脚基盤

を保護維持する自覺責任を堅持する母や妻には、世の動きを異なつた角度から客觀視できる隔たりと餘裕が具わり、これを教養の裏付けを持つ女性獨特の直感力が相乘して到達する推測判斷は、しばしば危機回避の貴重な知恵としての意義を持つたと思われる。「列女傳」によれば、②杜有道妻、十八で寡婦となり二人の遺子を育て上げた後、何晏等と險惡な關係だつた傅女から再婚を請われる。危険な縁結びとの懸念に對し、彼女は、司馬懿の擡頭と何晏等の没落を豫測して再婚を決心する。③王渾妻、息子が、將來性の有る男を妹の夫にと紹介するが、健康面の缺點を見抜く。④鄭妻、事への對處常に慎重で榮貴を貪らぬ賢識で家を經營する。⑦陶侃母、子に官吏の心構えを教導し、子の將來への布石慎重。高官を迎え、最高の持てなしで相手を嘆息させる。⑩虞潭母、世の動向を見る目が確かで、息子を訓導して出世させる。⑩王凝之妻、その才識には謝安も感心する。男性にも引けを取らぬ論談の才が有る。孫恩の亂に、夫や諸子無き後の門戸を氣丈に守護する。⑩劉臻妻、世人も認める聰識と文才を持つ。⑩孟昶妻、夫も謀を相談する程の見識を持ち、家を守り抜く知慧を發揮する。⑩劉聰妻、經義に通じ道理にも明るい。女從の認識で權力者たる夫の行き過ぎを諫める。⑩符堅妻、才識豊かで人世と人事の機微に鋭い見解を示す。⑩寶滔妻、文才優れ、遠方の夫に織錦の廻文詩を送る。⑩慕容垂妻、人を見る目確かで、垂の子等の賢愚を見抜く。⑩李玄盛后、經略に長け夫の創業を援助する。位を繼いだ子に、輕擧を戒め、天時人事への慎重な對處を教示する。又、狀況判斷對應は極めて冷靜である。なお、女性の賢才への認識は既に劉向「列女傳」に見え、「賢明」や「辯通」に掲げる諸傳でも、子夫父の業績を支えて成就せしめる女性の賢識が紹介される。魏晉は、實質的にそれを必要とする時代となつ

たと見ることもできよう。ただ劉向は、逞しい母性獨特の知慧たる賢識に期待するところは多いが、女性の學識教養の分野への明確で積極的な評價はまだ下してはいないようである。

さて、この時代、峻節有り獨特の賢識を持つ母性が評價される傾向は認められるが、母性は血縁者存立の礎たる存在なるが故に、やはり基本的現實的には、女従女卑を辯え、その豊かな母性情念で夫や子を支え血縁に盡くして、關係者の心に孝の道德理念を養成し、家を發展守護維持する者として存在價值が認められる點も見据えておかねばならぬ。①羊耽妻②杜有道妻③王渾妻も總てこの點で讚えられるのである。又、紡績に勤めて舅姑に事え奉養し叔妹・羸娣に禮節を盡くし、盛滿を懼れ質素な生活を旨とし祿秩に分ち與える④鄭妻、九族に尊重され前妻や舅の遺子を養う⑤鄭休妻、年一三で適して夫や夫の兄弟も次々に没し子も無く親戚も無く、紡績に努め家の祀りも絶やさず守り再婚を拒否し五〇才まで生きる⑥皮京妻、學義を決意した夫は累の及ぶのを懸念して離縁を傳えるが、家を守り舅姑を養うの自覺強く許諾せず、資産の限りを盡くして夫を勵ます⑦孟昶妻、寡婦となつて叔姑に事へて謹直、叔姑が病死しその娘はこの寡婦が殺したと誣告するが、爲に天變地異が起る⑧陝婦人等もこの觀點に列なる。なお、激變・混亂のこの時代、賢識は更に⑨王凝妻⑩孟昶妻のごとき逞しい母性の貞烈・義烈を裏付けを必要とする。⑪虞潭母、夫亡き後も子を訓育し朝廷に名をなさしめる。義戰に當たつては、年老いた母を氣にせず努めよと諭し、資産を傾け己の環珮を賣つて軍資にする。又この觀點からは、夫の爲に家産を傾けて逆賊に復讐する⑫張茂妻や、一三歳で敵に圍まれた父を救う爲に城の圍みを突破する⑬小女禮、弟の復讐の爲に子を勵ます⑭何無忌母、父の爲に復讐する⑮王廣

女、また命懸けて貞操を守る⑯愍懷太子妃⑰賈渾妻⑱梁緯妻⑲許延妻⑳尹虞二女㉑王廣女㉒靳康女㉓張天錫妾㉔符登妻㉕呂纂妻呂紹妻等や再婚を拒否する⑩虞潭母⑪皮京妻⑫陝婦人⑬段豐妻等有る。これらは總て家族制を根幹とし母性の威力に依存立脚した儒教社會が理想の典型とした女性像でもある。又、再婚拒否や貞操堅固は、劉向「列女傳」や「後漢書」・「華陽國志」も既に貞節の女徳として掲げ要求するところであるが、「晉書」が掲げる女性の場合には、政治社會の特殊性や異民族を交えた時代の狀況も受けて、その貫徹の嚴しさにはやや異質の要素たる積極的且つ強固な烈意を要したようである。

おわりに

以上、先ず、漢から後漢へかけての儒教理念や社會における母性の意義を概論、更に魏晉時代の思想や歴史の狀況や變轉を考察しつつ、儒教の孝への信奉や家族制嚴存の事實を確認し、如上の狀況下での女性の位置づけや評價や存在意義を、主として「晉書」列女傳を中心に觀察した。なお、「晉書」各列傳等に附せられた女性についての資料も加えて總合的に検討する必要がある。又、詳細に涉る資料分析や檢證の多くは割愛した。これらと「後漢書」・「華陽國志」や他の女性史關係の資料等との總合的な比較檢討結果は別に公表する。

注(一)『易經』や『禮記』などにこの見方は多い、『易經』繫辭上傳に「天は尊く地は卑くして、乾坤定まる。……動靜常有りて、剛柔斷まる。……乾道は男を成し、坤道は女を成す」、同「序卦傳」に「天地有りて然る後萬物有り、萬物有りて然る後男女有り」、同「睽」卦象傳に「天地睽きてその事同じ、男女睽きてその志通ず」、又、同「咸」卦象傳に「柔上りて剛下る。

二氣感應して以て相い與す。」等。また、『禮記』郊特性に「男子親迎して、
男女に先んずるは、剛柔の義なり」や同「昏義」篇に「天子陽道を治め、
后陰道を治む。史書など外戚傳や后妃傳の序文でもさまざまにこれに言
及する。『史記』外戚世家・『漢書』外戚傳の序文に、「故に易は乾坤に基
づけ云々」として、「夫れ夫婦の際、人倫の大倫なり」と。また『後漢書』
皇后紀序には「后…、天王に同體云々」、同「列女傳」に「詩書の女徳を
言うこと尙し云々」と述べ、その「曹世叔妻」の「女誡」の夫婦の項には
「夫婦の道は陰陽に參配し、神明に通達す。信に天地の弘義、人倫の大節
なり」と。『三國志』魏書后妃傳には「易經」家人の卦の象傳を引き「男
女正しきは天地の大義なり」と論じる。『晉書』后妃傳には、「夫れ乾坤位
を定め、男女形を流きて云々」と起し、「禮記」昏義を引き、「天子と后
とは、日と月と、陰と陽との如し云々」と。また傳末に「陽は燥し陰は凝
す云々」と。また同「列女傳」序には「夫れ三才位を分ちて、室家の道
克く隆んに」等々、枚舉に遑が無い。

(2) 拙著『劉向「列女傳」の研究』東海大學出版會・一九八九

(3) 拙稿「劉向「列女傳」より見る儒教社會と母性原理」『廣島大學文學
部紀要』五十卷一九九一、なお次注拙稿に、孝の諸問題を詳論する。

(4) 拙稿「儒教社會と母性——『後漢書』列女傳の研究(1)」(廣島大學
文學部紀要五二卷別冊特輯號I、一九九二)、『後漢書』列女傳に見る女
性の社會的役割——劉向「列女傳」との比較において(『斯文』百一號、
一九九二)を参照。

(5) 魏晉六朝の社會を歴史的性格の觀點から、貴族制と規定することにつ
いて、これに關する研究は、内藤湖南の論(『内藤湖南全集』第一〇卷)を
初めとして、岡崎文夫著『魏晉南北朝通史』、宮崎市定著『九品官人法の
研究』、宮川尚志著『六朝史研究——政治社會篇——』、越智重明著『魏晉
南朝の政治と社會』、『魏晉南朝の貴族制』、矢野主稅著『門閥社會成立史』、
濱口重國著『秦漢隋唐史研究』、川勝義雄著『六朝貴族制の研究』、中村圭

爾著『六朝貴族制研究』等々、また、論文の類や、中國學者のこの時代へ
の歴史觀を語る研究業績に涉るまでその數は膨大である。この時代をどう
認識するかについて、細かな部分においては、社會の形態や政治の實態・
制度の意義などを巡って、君主權力と貴族制がどう關わるか、貴族におけ
る官僚的形態をどの觀點から捉えるか、鄉村共同體や郷論の貴族制展開に
おける影響力をいかに評價するか等々問題は多い。いづれにしるこの時代
における貴族制という社會形態は、郷黨社會の主體的な意欲を體現するも
のと見るべきだろう。

(6) 宮崎前掲著第三編、一、官僚制と貴族制に、「三國から唐に至る中國
の社會は、大體において貴族制度の時代と名付けることができる。……一
方には之に對立する君主權が嚴存して、絶えず貴族制を切崩して之を純粹
な官僚制に變形せしめようと努力していたのである。實はこの君主權の存
在こそ、貴族制を貴族制に止まらしめたのであって、……その個々の貴族
に對する迫害もその度が過ぎると天子自身が失脚する危険が生ずる。……
帝王の權力にも限界があつて、貴族制度の時代には自ら貴族制度によつて
制約されることを免れなかつたことを認めなければならぬ」とある。な
お、谷川道雄著『中國中世社會と共同體』第Ⅱ部第三章に、「貴族の身分・
地位がいくら王朝權力によつて付與されているかに見えても、本源的には
その郷黨社會における地位・權威によつて決定されるものであり、王朝は
その承認機關——尤もこの承認は大きな役割を占めるのであるが——に
すぎないことを示すものと解されるのである。端的にいえば、貴族を貴族
たらしめているものは、本源的には王朝内部にはなくて、その外側にある
わけである」と指摘する。

(7) 森三樹三郎著『六朝士大夫の精神』第一章に、「六朝時代の特色は、
朝廷を中心とする國家秩序のほかに、士大夫を中心とする私的秩序が生ま
れ、この二つの秩序が並び存した點にある。……短命の王朝が相繼いで興
亡した時代であるが、士大夫の家はそれとは無關係に存續し云々」と。ま

た。『南齊書』褚淵傳の論により、官吏としての榮達は、門賚の結果として自動的に與えられるから、忠君愛國の念が乏しくなり、専ら自分の家を大切にする風潮が盛んになったこと。これは士大夫という身分が、ある程度まで國家の秩序に對して獨立性を獲得するようになったことを意味すると指摘する。吉川忠夫著『六朝精神史研究』第Ⅱ部第三章に「六朝の社會には、公的な秩序を具現する王法とは別箇に私的な秩序が存在し、その兩者はかならずしもあい矛盾し、あい對立したのではなく……私的秩序の中心に位置したのは、いうまでもなく門閥貴族であつた云々」と。また、本田濟著『東洋思想研究』第二部第二篇5に、「魏晉時代の清議は、どうも國とのつながりに於て孝を要求してゐるのではないようである。……一方で名教に反抗して意識的に放蕩不羈の行動が現れるとともに、晉に於ては禮法特に喪服關係の煩瑣な議論がしばしば繰り返されてゐる。……貴族の家が大きくなって、さながら一國一城の重さを持ち來るにつれて、こうした禮法の研究も意味を持つて來る。ここでは國家とのつながりは念頭にない云々」と。なお、守屋美都雄著『中國古代の家族と國家』家族篇第五章も、家訓の思想にも、國家への奉仕よりも士人相互の交際が重視されることを指摘する。

(8) 吉川忠夫著『六朝精神史研究』序章に「經學が沈滞をきわめたといわれながらも、禮學だけは例外的に研究がつまれるという、一見奇妙な現象が六朝にはみられたのである」とし、この中でもとりわけ喪服が重要視されたのは、門閥の秩序維持の原理として有効であつたからであらうと指摘する。また第Ⅱ部第三章にも、同様の指摘をする。

(9) 守屋氏は、魏の王脩『誠子書』・殷襲『誠子書』・王昶『家誠』・魏文帝『誠子』・『酒誨』・王肅『家誠』・吳の陸景『誠盈』・姚信『戒子』・諸葛亮『誠子』・向朗『遺言』・晉の羊祐『誠子書』・李乘『家誠』・李玄盛『誠其諸子』・杜預『遺令』・王祥『遺令』・東海王越『勅世子』・陶潛『誠子書』等を掲げる。なお、魏の杜恕『家戒』(『三國志』魏書卷一)一張闔への裴注

に、杜恕が『家戒』を著したと、また『御覽』五九三には『家事戒』と、また『華陽國志』卷一「常寬の項に黃容が『家訓』を著したと述べる。守屋氏は、魏の荀爽『女誠』・程曉『女典篇』(『類聚』卷一三)・諸葛亮『女誠』(『隋書』經籍志)・賈充妻李氏『女訓』(『晉書』賈充傳)等は家訓書の類から除外するが、女性教導書の類は個の家庭の子女を對象にした訓戒の書である可能性が高く、一種の家訓的性格を具えたものと捉えるべきであらう。これに關しては、前注(4)拙稿「儒教社會と母性」の「曹世叔妻」の項でも論じた。

(10) 『顏氏家訓』は、守屋氏の前掲書、また宇都宮清吉著『中國古代中世史研究』に詳細である。なお「顏氏家訓改題」(平凡社『中國古典文學大系』所收の宇都宮清吉譯『顏氏家訓』)に、「殊に三世紀以後の中世時代は教養と歴世の家門を重んずる、いわゆる貴族主義の時代でもあつたから、とりわけ家訓の類は史乘に多く現れてくる」と指摘する。

(11) 胡文楷撰『歷代婦女著作考』(鼎文書局)には、他に數例、婦女の著作を収録し考證する。